【鳥取県】　電話リレーサービス地域登録について

鳥取県（以下「県」という。）は、県内に居住する聴覚障がい者等（聴覚、言語機能又は音声機能の障がいのため、音声言語により意志疎通を図ることに支障がある者。以下同じ。）の情報アクセシビリティ向上のため、電話リレーサービスにおける地域登録を推進する。

<電話リレーサービスの地域登録とは>

　電話リレーサービスを利用したい聴覚や発話に困難のある人のために自治体が希望者をまとめて申し込み、利用料を負担する制度。この制度の活用は鳥取県が全国初。

<鳥取県電話リレーサービス地域登録制度利用要件等>

①鳥取県電話リレーサービス地域登録制を利用できる者は、鳥取県内の市町村に住民登録している聴覚障がい者等とし、電話リレーサービス利用規約第４条第４項に規定する個人とする。

②鳥取県電話リレーサービス地域登録制度利用申請書には必要事項を記載の上、申請をおこなうこととし、当該申請書には以下の添付書類を添付すること。

■身体障害者手帳をお持ちの場合は【身体障害者手帳】

■身体障害者手帳をお持ちでない場合は【電話リレーサービスを必要とすることを証明する書類（診断書など）】【本人確認書類】

※もし本人確認書類内に電話リレーサービスを必要とすることを証明する事項の記載があれば、本人確認書類のみの提出で問題はない（運転免許証に『補聴器』の記載）

③申請が適正と判断され、地域登録が完了した場合には、簡易書留で登録完了のお知らせを行う。登録完了のお知らせ受信後から電話リレーサービスが使用できるものとし、電話リレーサービス利用に係る利用料は無償とする。

※利用プランは県が指定する方法となるため、利用者で変更しないこと。

④県は、利用希望者から提出された地域登録申請書を取りまとめ、毎月２０日（２０日が休日、祝祭日の場合は、その直前の営業日）までに、日本財団電話リレーサービスに提出するものとする。この場合、日本財団電話リレーサービスによる審査において利用が適当と判断された場合は、提出の翌月から電話リレーサービスが利用できるものとする。

　 そのため、利用希望者は、利用を希望する月の前月１５日頃を目途に地域登録制度利用申請書を県に提出すること。

（例：４月から電話リレーサービス利用を希望する場合は、３月１５日を目途に県に申請書を提出。）

⑤既に電話リレーサービスを個人登録し使用している者については、別途日本財団電話リレーサービスより地域登録制度への変更に係る連絡を行う。

⑥地域登録利用者として登録後、以下の場合には県に対し、届け出を行うこと。

a：氏名の変更があった場合

b：住所地の変更があった場合

c：地域登録の要件を喪失した場合（住所地を県外に移した場合）

⑦ ⑥のcの変更があった場合、原則として県に変更の届け出があった翌月（届け出の時期によっては翌々月）から地域登録を抹消し、個人登録に切り替えるものとする。ただし、届け出時に電話リレーサービスの利用停止の意思を表示した場合には、この限りではない。

⑧ ⑦の個人登録への切り替え又は利用の停止については、手続完了後、電話リレーサービスアプリにおいて、その旨を連絡する。個人登録への切り替え後、電話リレーサービスを利用した場合には利用時間等に応じた料金が発生する。

⑨県は、事業の適正な実施を行うため、利用者の住民登録状況を市区町村に確認することがある。

⑩　⑨の確認により、県内に住所地が無いことが判明した場合、別紙「電話リレーサービス利用規約」の規定により、電話リレーサービスを利用させることが適当でないと判断した場合、本人の同意を得ること無く、個人登録へ切り替え又は利用の停止手続きを行い、電話リレーサービに登録されているメールアドレスにその旨を連絡する。個人登録に切り替えを行った場合において、電話リレーサービスを利用した場合には利用時間に応じた料金が発生するため、利用を停止したい場合には、電話リレーサービスアプリ、もしくはパソコンで専用Webサイトにおいて、停止の手続きを行うこと。

⑪地域登録申込者又は利用者に対し、送付した通知等が届かない場合は、再度送付先を確認し、送付することとするが、当該者に連絡がつかないなど、対応が困難な場合には、利用を停止することがある。

⑫県から地域登録利用者に対し、県の施策等に関するアンケート等を行うことがあるため、協力すること。

⑬地域登録制度の申込者の情報、利用者の情報、その他県に提出された書類に含まれる情報については、県及び一般財団法人日本財団電話リレーサービスが共有する。

⑭その他、ここに定めのない事項に関しては、電話リレーサービス利用規約の定めに従うこと。